

多度津町農業委員会議事録

令和元年12月13日午前8時55分より午前10時25分、多度津町農業委員会の
会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約
通知について（報告）

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

報告 その他

出席状況

出席委員

農業委員（12名）

会長	秋山義充
職務代理者（2番）	土田敏雄
職務代理者（3番）	大山島弘
4番委員	山崎義行
5番委員	斯波明美
6番委員	塩入達彦
9番委員	大谷泰則
10番委員	三野敏彦
11番委員	横關幹夫
12番委員	矢野和幸
13番委員	松浦俊正
14番委員	中村稔

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	堀家徹
2番委員	塚本繁造
3番委員	大西和芳
4番委員	山地正夫
5番委員	松岡安男
6番委員	篠原壽雄
7番委員	村井文数
8番委員	松井均

欠席委員

農業委員（1名）	8番委員	龜山均
----------	------	-----

農地利用最適化推進員（0名）

農業委員会事務局職員

事務局長	龜山佳久
農地係長	吉田清司
主事	西岡知美

審 議 内 容

事務局長

皆さんおはようございます。
ただいまより多度津町農業委員会定例会を開会いたします。
開会に当たりまして、秋山会長よりご挨拶申し上げます。

会長

おはようございます。
寒くなってまいりまして、今晚も予定しております農地農政検討会という時期になってまいりまして、年末を迎え、委員の皆様方には何かとご多用の中、ご出席いただきまして御礼を申し上げます。

農業委員活動のほうも、ご案内のとおり、アンケート調査とか非常に宿題をたくさんいただきまして、委員の方々も挨拶がわりにアンケートの活動の話ばかりになってまいりましたが、いわゆる農地の最適化の推進ということで各地区におかれまして大変かと思いますが、農業会議、これがメインの最近の仕事ではないかなど。活動の中心になっておるわけでございますが、忙しいかとは思いますが。2月末までということなので、じっくりと。活動記録にも記録をとって提出を願いたいということなので、十分に活用していただきまして、活動のほうよろしく願い申し上げます。

そういうことでございますが、本日の議案、いつもよりちょっと少ないかとは思いますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます、開会の言葉といたしたいと思えます。本日はどうもご出席ありがとうございます。

事務局長

ありがとうございました。
続きまして、農業委員会定例会の出欠状況についてですが、亀山委員さんから所用のため欠席とのご連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

本日の出席委員さんは13名中12名ですので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達していますので、本会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第4条に、会長は議長となり、議事を整理することになっていますので、秋山会長、よろしく願いいたします。

議長

それでは、議事日程に従いまして進めさせていただきます。
まず、署名委員の選出でございますが、慣例によりまして私のほうより指名させていただきます。12番の矢野委員さん、13番の松浦委員さん、よろしく願いいたします。

それから、議案に入ります前に、昨日の小委員会の報告のほうを横關

委員さん、よろしくお願いします。

1 1 番委員

改めておはようございます。

昨日行われた小委員会の報告を私、横關のほうからさせていただきます。

出席者は、秋山会長、土田、大島委員職務代理、それと事務局からは亀山さん、吉田さん、西岡さんの3名、それとオブザーバーとしまして松岡委員さんと私の計8名で、昨日9時から行われました。

議案がありますように、議案第1号、議案第2号、それと報告がありましたけど、議案第2号になります農地法第3条の規定による許可申請についての現場を確認させてもらって、このときに当たり西岡さんも同行していただきまして、西岡さん、ありがとうございました。その中で、現地確認以降、こちらへ帰ってきまして書類の説明を受けて質疑したんですけど、ちょっとまだ課題が多いかなと、この案件。確かに、さっき会長が言われたように件数は1件だけなんですけど、非常に課題が多いもので、皆様の意見を尊重しつつ、どのような方向に持っていったらいいのかなというのを、本日、また事務局から説明があると思いますけど、そのことについて、正直言ってもだったら問題点ないと言えるんで、今回の場合はそのようにはうまくいかないのかなというので、一応小委員会のほうにもそういう感じの捉え方をしてまいりました。あとの議案第1号と報告関係6件につきましては、また後ほど事務局のほうで説明お願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案のほうに移らせていただきます。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について（報告）を議題といたします。よろしくお願いします。

事務局

議案第1号をごらんください。

【議案第1号1番から6番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番につきましては、戦前からの小作地を当事者の合意に基づいて解約するものです。

番号3番から5番につきましては、期間使用貸借権の設定がされておりましたが、解約をし、通年で機構を通しての貸借に変更予定です。

番号6番につきましては、借り手を変更し、機構を通して貸借予定です。

以上です。

議長

第1号議案、報告案件ということでございますが、1番、戦前からの

小作地ということで、参考になればということで地元委員さんからいただいております。

職務代理者(3番) 借り受け人の●さんが●●で●●しとんで、後継者はおらんのもう戻すということです。何にも条件なしで戻すように言いました。

議長 それから、昨日、気がつかんかったんやけどが、6番はまだ未定ということ、借り手の変更…。

事務局 そうですね。まだ、出てきてはいません。

議長 いや、大島さんなんかの後で出てくるんやけど、この中間管理機構法改正で7月分が後の資料であるんやけど、三野さん、情報は無い。

10番委員 ない。

議長 報告案件ということで、また後日出てくるとのことやな。

事務局 はい。

議長 報告案件ということで、よろしくご理解いただきたいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。よろしくお願いいたします。

事務局 議案第2号をごらんください。

【議案第1号1番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、譲り渡し人は農業廃止としており、譲り受け人は経営規模の拡大となっております。

小委員会の現場確認をしていただいた際にご質問があった●●●●●●●●●●番について、前のホワイトボードを使ってご説明いたします。

補足といたしましては、白方池の北東で北山の踏切の東側にある農地になります。こちらの青色で斜線を引いておりますところが●●●●番の申請地になります。今回、譲り受け人である●● ●●さんが取得されるこの農地の南側に●● ●●さんという別の所有者の農地がありまして、こちら、ここの部分が●● ●●さんが耕作するために進入路となっております。

議長 コンクリートで舗装しとんや。

事務局 現況は進入路がありますが、公図上は分筆されておらず、●●さんが取得する農地を通らないと、この南側の●● ●●さんの農地に入れないようになっております。昨日の小委員会でも、出席委員の皆さんから進入路の確保について確認しておくよう指摘されましたので、業者に確認したところ、●●さんからこれまでどおり、この進入路を使ってもいいという承諾を得たとの連絡がありまして、事務局から●●さんと●●さんにそれぞれ確認したところ、業者の連絡どおり、話し合いができていくということの確認がとれましたので、この進入路についての確保につ

いては問題がないと思われます。

そして、この他の農地につきましても、現場確認をしたところ、竹やぶになっているところもあり、業者に今電話をして、耕作できるのかといった確認をしておりましたら、小委員会でもご指摘があったことから再度確認をしたところ、●●さんが譲り受け後、責任を持って耕作しますといった誓約書を提出していただきました。問題はないかと思われるんですが、ご審議のほうお願いしたいと思います。

以上1件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く問題がないこと、農業委員会が定める下限面積の3,000平米も取得する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長

補足させてもらおうと、昨日の小委員会の空気ということになるんですけど、1番にこの譲り受け人の在所が●●●という。村内やったら、いろいろ言えるわな。水利総代なり隣接の人なり。これ、●●●ということで大丈夫かなと。資料は他の人は行ってないな。他の田んぼがな。これ、資料回そうか。

それぞれ見てもらうたらええけど。この田んぼは、背高泡立草が生えとる程度や。ここは簡単に草刈りしてできるけど。これは背高泡立草が立つとる。草刈ったらすぐできる。野菜つくるといえるのはできるし。

4番委員

現場はよう通るけん、知っとる。

議長

ああ、そうなん。それと他の田んぼは。そんなんでも耕作できるんかというて、ちょっと心配しとる。結局、他の農地が竹やぶや荒れとるということで、農地として、これ、本当にやれるんか。

6番委員

再生できるかどうかの話やな。

議長

ほんで、今度できんかった場合に、他から隣接や何かで苦情が来た場合に事務局なり委員会なりが許可したということになるけんな。

突っ込まれたら大丈夫かというんで、昨日はちょっと心配してね。塚本さんや大西さんは、大体それ見たらわかるやろう。

推2番委員

わかります。

推3番委員

わかります。

議長

ほんで、これは塚本君か、担当は。

推2番委員

山階、そうですね、この土地に関しては。

議長

この土地に関してはな。

推2番委員 議長 はい。青木と境のところですね。
結局、昔は確認印を押しよったけど、担当が。今、それがないきに、これ、水利組合はどこになるん。

推2番委員 議長 山階ですね。
そっち。

推2番委員 議長 はい。
ほなけん、水利組合、いろんな苦情が出た場合にとか水利の関係とかもめた場合に、いや、もめたというんか、問題ができた場合にそれぞれの立場で大丈夫かっていうようなことやけど。

推2番委員 事務局 議長 職務代理人(2番) 推2番委員 議長 6番委員 職務代理人(2番) 6番委員 事務局 6番委員 事務局長 事務局 職務代理人(2番) 事務局長 6番委員 事務局 事務局長 事務局 推2番委員 議長 事務局

この方は、●●●で382平米しかつくってない。
そうです。
そういうことやろう。
これで、今回3反に。
まあまあ、それはええんやけど。
そういうように思うやろう。
それだけや思うたら、ちょっといろいろ心配がようけ出てくるわけよ。
それで、機械みたいなん持っとるんですか、この人。
それは構わんのや。
それは確認しとん。
機械はトラクターが2台と耕転機2台と軽トラが1台。
300平米ぐらいしか持っとらんのに、そないに持っとん。
ちょっと昨日、実は補足説明が十分でなかったんですけども、何か法人に貸し付けとるのが…。
自分の農地を法人に貸し付けてます。
貸しとんや。
その辺がこれには載ってないんです、この資料には。
ああ、ほんなら307平米よりようけ、持っていることですか。
持ってますが、●●●の法人に自分の農地を貸し付けをしている。
多度津町内の分では、こんだけしか農地がないけどもということです。
多度津町では、農地は持ってないです。
よそで貸して、こっちで自分で作るわけ。これ、親戚か何かになるん。
いや、そういうのも聞いた、昨日。ちょっと言うて。
●● ●●さんという方が埼玉県の人で不動産会社に依頼をされてたみたいで、それで●●さんがそのお客さんで、ここで買いますとなったようで、なので全くの他人ではあります。
わしもそれで聞いてみたんや。不動産会社へ委託して、塚本君、不動

産会社が世話して買うんだという。

推2番委員 ほな、全く関係ないわけやな。

事務局 はい。

議長 ほんで、金額がまたちなみにとらうて、金額はというて聞いてみたんじゃけど。

事務局 売買代金は50万円となっております。全部です。

6番委員 全部で。

議長 そういうふうな全体の状況を踏まえた上で、やっぱり一番は塚本君に責任はできてくる。何か問題あったら。

推2番委員 これから、ほんま、ここで田んぼしてくれるんやろうか、山のほうまで。

議長 いやいや、そういう心配も昨日出たんやが。

職務代理者(2番) 山のほうはミカンを植えるらしい。

推2番委員 竹やぶのどこ。

職務代理者(2番) おう。

職務代理者(3番) 開墾して。

議長 土地は知つとん。その写真。大体わかる。

推2番委員 いや、あのあたり、耕作放棄地。ほとんど荒地やきに。

議長 いや、ほんでその1番、2番なんかも。

推2番委員 ああ、これはわかります。

議長 わかる。

推2番委員 うん、このあたりの場所は。

議長 白方池の近くとかと言よん。

推2番委員 うん、はい。

議長 畑の、竹やぶも大体わかる。いや、大体わかっとなやったらええんや。ほじゃけど、やっぱり。

推2番委員 池の横が何とかすりゃあええけどな。

議長 推進委員と水利のほう世話しよったら、何かあった場合にはやっぱり塚本さんをお願いせにやいかんのんじゃわ。地元としたら。

推2番委員 兵田の協議員もおられますからな。一応担当はそうですね。

事務局 ●●さんのほうにも、地元の水利の人と取得することになりましたら話し合いをしてくださいということは伝えてあります。

6番委員 ちょっとええですか。宅地のほうの横の通路はどうなつとるんな、名義上は。

職務代理者(2番) まだ、もう一つ前の田で残つとる。

6番委員 田で残つとるわけなん。

事務局 はい。

議長 あの通路と言うてるとこ。

推2番委員 ああ、田で残っとん。

推1番委員 ほじゃあ、これ、今度は分筆して道路に出すんかな。

職務代理者(2番) いや、田で残っとるきに、地目変更だけでええんや。

推2番委員 まだ、田のまま。

職務代理者(2番) 下のほうは分筆して、地目変更して。

議長 今の吉田君。あれ、公正図、どうなったかな思うて。公正図はなかったんか。今、塩入さんが言よう分。

事務局 現況は、田の通路ですね。田への進入路です。持ち主は●●さんのお父さんの●●さんです。

議長 これ、ちょっと入っとるやないか。住宅の横は。

事務局 そこは田ですね。

職務代理者(2番) そこは田です。

議長 ああ、これ、田になっとんか。

職務代理者(3番) ●●平米じゃわ。

事務局 田への進入路は新開さんですね。

議長 え、これは誰の土地。●●は誰。誰の持ち物、これ。

職務代理者(2番) ●● ●●。

議長 ●●というのは宅地と違うん、これ。

職務代理者(2番) 違う。●●●●の宅地や。

議長 いやいや、●●はないやん、これ。

事務局 分譲地です。

議長 分譲地のほうやろう。

職務代理者(2番) うん。

議長 ああ、ほんなら、●●は●● ●●か。

事務局 はい。

議長 ●● ●●というたら、どういうこと。ああ、これ全部持とったわけじゃな。田でそんだけ残して……。

職務代理者(2番) 4区画して、残った分を、進入路をつくらないかんけん残したいと。

議長 残しとるよ。

ああ、ここまでやる、わかったわかった。ああ、そうか。

11番委員 私どもから考えると、正直言っ、耕作放棄地が、いわゆる1筆でも2筆でも解消されて、耕作してくれたら、それで文句も言わないです。●●さんのとこの●●さんも、この田んぼも向こうの田んぼも、この白方池や水附池とも、野菜をとつてもつくれるようなところじゃないよと。必

然的に、野菜つくって、ジャガイモつくって、タマネギつくってという報告あるんだけど、この田で恐らく無理だろうと。一番低いところから。この特に●●●番というのと、それは、そういうような話と。今、問題になってる進入路ですけど、これも正直言いまして、今現状は、●さんは前の所有者のときにお金を出して、こっちの道をつけたというような状況で、結局そこらの書類関係も残ってないし、お金も相対でのお金で渡したよと。ほんで、道をつけて、拡張して、コンクリをしたというのが●●さんの意見です。明言をしてないのが現状ですよ。一応わかってる範囲内で私の説明をさせていただきました。

以上です。

- 議長 ほじゃけん、皆さんそんなんを参考にして。大西君、何でも。
- 推3番委員 いやいや、要は、将来こうやってしとるけど、もういわゆる宅地にしようと思うととちやうんですか。
- 議長 いや、わし、これ、宅地はなかなか難しいと見とんじやがな。
- 11番委員 いや。横の西側きを買えば。
- 推3番委員 うん。
- 11番委員 西側きの。
- 議長 うんうん、もろもろそりゃあ工夫をすればやけど、これ、単独でいくとなると。
- 推1番委員 それが宅地の横の道路幅というたら、どのぐらいあるの。
- 推2番委員 2メートルぐらいじゃ、普通やったら。トラクターが入るぐらいやったら。
- 議長 いっぱいじゃわ。
- 11番委員 東から来るんは難しいから、この宅地の西側きですよ。
- 議長 そっち、考えれば行ける。
- 11番委員 そっちからというたら、もう6メートルもないし。
- 議長 どうしても、そっちの関心が高いんや。
- 11番委員 そちらは皆さんで判断してください。私は、もう事実を言ったままでのことですから。
- 議長 ほなけど、うちはここで審議するのは、あくまでも農地法にのっとってやけえな。臆測は置いとって、農地法に基づいてやきに。
- 6番委員 ひとつ、今後、そこを買ってどういう作物をつくるとかというそういう計画を出せとかというんは言えんわけ。
- 議長 いや、具体的に出とるじゃろう。
- 6番委員 出とんですか。
- 議長 ああ、それ、ほんならもう一遍改めて、発表してあげて。

さんをお願いしたいと思います。

定例会は、17日金曜日の午前9時から同じく第1会議室で行います。署名委員さんは、14番中村委員さん、4番山崎委員さん、5番斯波委員さんのうちお二人の方をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上になります。

議長

報告は以上ということでございますが、全体通しまして皆さんのほうから何かご意見等ございましたら。

(なし の声あり)

議長

ご意見、ご質問等なければ閉会したいと思います。閉会後もまた例によって、勉強会ということになります。

なければ、これで閉会したいと思います。本日は、特に長時間、慎重審議ありがとうございました。